

李京柱著『アジアの中の日本国憲法 ―日韓関係と改憲論』(勁草書房・2017年7月刊)

弁護士 大熊政一



日本に留学あるいは仕事の関係で滞在した経験を持ったり、日本に特別の関心を寄せて調査・研究を重ねてきた外国人研究者が、社会科学や人文科学の諸分野で、日本を対象とする優れた業績を挙げている例を、私たちはいくつか思い浮かべることができる。

憲法学を専攻として日本の大学に長年留学した経験を持ち、その後在外研究でも日本に滞在し、その間我が国の多くの憲法学者・弁護士などと交流を重ねている著者(現在韓国仁荷大学法科大学院教授)による本書も、そのような好例の1つに挙げることができよう。ことに「比較研究をやる人間もそれなりに運命的に両国の平

和を願わざるを得ない」と言う著者による本書の内容は、日本の心ある人々に貴重なメッセージを与えるに違いない。

本書は、まず「武力によらない平和」を規定した日本国憲法がアジア的文脈の中でいかにして誕生したかを解き明かし、アジア諸国の観点からすれば、非武装平和主義を定めた日本国憲法は「日本の安全」ではなく「日本に対する安全」(下線は引用者による)を保障するものであり、そうであるからこそ日本は戦後アジアの仲間入りができたと分析している。

次いで日本国憲法がアジアの平和にとっていかに重大な影響を及ぼしているかを明らかにしている。日本では平和憲法に対して「後ろ向き」の憲法状況が続いているのに対し、韓国では逆に日本国憲法に規定された平和的生存権にならって平和主義の問題が最近になって本格的に議論されるような「前向き」の状況が展開されているとされる。そのような中で韓半島〔著者は「朝鮮半島」ではなくこの語を使用する〕の平和のために、日本にはむしろ日本国憲法の非武装平和主義に沿った積極的な国際貢献が望まれることが強調される。

本書はさらに日本国憲法の平和主義と対比して、韓国憲法の平和主義がいかなる経過をたどって成立したかを説明し、韓国憲法も侵略戦争の放棄を明文化するなど平和主義を規定しているが、日本国憲法と異なって軍隊の存在を前提にしている点に違いがあることを指摘している。

その軍隊は韓国の憲法では、もともと専守防衛を任務としてその活動に制限が付されているかに見えるものの、実際の運用ではアメリカとの集団的自衛権にもとづきベトナム戦争に韓国軍を派兵し、多くの犠牲（韓国軍兵士の犠牲のみならず、ベトナム人民の犠牲）を生み出し、国際的世論からも非難される状況を生み出してしまったという教訓が語られる。日本が自衛隊の存在を憲法上明記し位置づける場合には、こうした韓国と同様の展開が予測されるわけで、その意味で韓国の経験を「反面教師」として学ばなければならないとされる。また韓国憲法の国家緊急権と有事法にも触れ、これらの規定が平和体制をつくるについていかに負の機能を果たすかについても論究し、この点も「反面教師」とすべきであるとする。

以上のような視点は、現在問題となっている憲法9条に自衛隊を明記するという改憲論に反対する際の有力な論拠を提供してくれるもので、9条改憲に反対して運動にたずさわる者が大いに参照すべき論点であろう。抽象的な議論ではなく、韓国において既に現実には生起している事実を根拠とするものなので、極めて説得力がある。

このほか本書は韓国における米軍の地位に関する法制、すなわち韓米相互防衛条約や韓米駐屯軍地位協定などの問題点にも触れ、我が国では必ずしもよく知られていないことかも知れないが、韓国の作戦統制権について、1994年12月に平時作戦統制権が韓国に取り戻されるまでは、韓米連合司令官の地位にある駐韓米軍司令官が平時と戦時の作戦統制権を握っており、現在でも戦時の作戦統制権はまだ韓国に取り戻されておらず、その取り戻しが課題となっていることなどが説明されている。

こうした事実の指摘は、わが国の米軍基地の問題に取り組む際に大いに参考となる情報であり、わが国と韓国の平和運動にとっての共通の課題をも浮かび上がらせてくれる。

さらに著者も参加している参与連帯など韓国における平和運動についても具体的な論及がなされ、韓国で取組まれた平和的生存権をめぐる訴訟（平澤米軍基地移転違憲訴訟や戦時増員演習〔RSOI〕違憲確認訴訟）についても論ぜられており、わが国の平和運動にたずさわる者にとっても有益な情報が得られる。

本書は、憲法の平和主義や平和的生存権、さらには日本国憲法のアジアにおける位置づけや、その果たすべき役割について豊富な情報と有益な示唆を与えてくれるとともに、平和を求める人々に力強いメッセージを発信している好著である。是非一読をお薦めしたい。

(2017.10.15記)